

令和4年6月3日

内閣官房長官

松野 博一 先生

日本医師会

会長 中川 俊男



ウクライナからの避難民に対する医療等の支援について

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が生じてから約3カ月が経過し、ウクライナからの避難民は5月29日時点で1,122人に上り、うち、身寄りがなく政府が手配した一時滞在先ホテルに70人の方が滞在しております。

政府は、身寄りがない避難民に対して、医療や日本語教育、就労支援等に係る実費負担を行う財政支援を行われております。一方で、親族や知人等を頼って来日された身寄りの関係性は様々であり、その身寄りが負担する諸費用は増加しております。そのため、身寄りの有無に関わらず、手厚い支援が求められます。

また、避難民の方々にとって、母国を離れ、言語や文化が異なる国での生活は精神的な負担が大きく、日本での生活を安心して過ごすために医療は欠かせません。良好な健康状態で、日本での生活に慣れ親しんでいただくためにも、政府へ以下の4点のさらなるご支援をいただきますようお願い申し上げます。

1. 身寄りの有無に関わらず、公的保険が適用されるまでの医療費負担や、公的保険適用後の自己負担等の支援
2. メンタルヘルスを含む健康管理体制の支援
3. 特定活動の在留資格へ変更等の手続きの迅速かつ柔軟な対応
4. 国や自治体による医療支援体制や法的手続きなどの丁寧な説明